

特定教育・保育施設の利用定員に関する意見聴取について

根拠法令：子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第3項

市町村長は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

認可保育所

まなびの森保育園神保町

所在地：神田神保町二丁目20番地31号

開設予定：令和5年8月1日

保育時間（日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

- ・基本保育時間：7時30分～18時30分
- ・延長保育時間：18時30分～20時30分（全歳児）

利用定員（案）

0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	合計
9	4	4	3	20

※利用定員については、8月1日の申込み状況及び例年の9月以降の申し込み傾向を勘案し、上記（案）のとおりとした。

運営事業者：株式会社こどもの森

